

# いじめ防止基本方針

笛吹市立石和北小学校

平成 26 年 4 月策定

平成 31 年 4 月改定

## I いじめ問題に関する基本的な考え方

いじめは、決して許される行為ではありません。しかし、いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こりうることであり、どの子どもも被害者にも加害者にもなり得る事実を踏まえ、学校・家庭・地域が一体となって、未然防止・早期発見・早期対応に取り組まなければなりません。

いじめは、いじめを受けた児童の心身の健全な成長に重大な害を与え、その生命又は心身に危険を生じさせる恐れがあります。すべての児童がいじめを行わず、いじめを放置せず、いじめが心身に及ぼす影響を理解する必要があります。

また、いじめ問題は、学校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的に進めていかなければなりません。そこで、学校全体でいじめ防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合には、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める必要があります。とりわけ、「いじめを生まない学校づくり」を目指し、好ましい人間関係づくりや豊かな心の育成等のために、教育活動全体を通して日々取り組んでいきます。

いじめ防止対策推進法（平成 25 年 9 月 28 日施行）13 条の規定及び国のいじめ対策等の基本的な方針に基づき、本校におけるいじめ防止等のための対策に関する基本的な方針をここに策定しました。

### 1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等、当該児童と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法 第 1 章 第 2 条）

#### 〔重大事態とは〕

○いじめにより、児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

○いじめにより、児童等が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

\*相当の期間は、年間 30 日を目安とする。

\*児童生徒や保護者から重大事態の申立てがあったときは重大事態と捉え、報告・調査等を行う。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つことが必要です。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級の児童や塾やスポーツクラ

ブ等、当該児童が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童と何らかの人的関係を指し、「物理的な影響」とは、身体的な影響の他、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理やりさせられたりすることなどを意味します。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断します。

一見いじめとみなされるものの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれます。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要です。

## 2 いじめに関する基本的認識

「いじめ問題」には次のような特質があることを十分に認識して、的確に取り組むことが必要である。

- (1) いじめは、人間として決して許されない行為である。  
いじめは許されない、いじめる側が悪いという毅然とした態度を徹底する。  
いじめは子どもの成長にとって必要な場合もあるという考えは認められない。
- (2) いじめは、どの児童にも、どの学校、どの学級にも起こりうることである。
- (3) いじめは、大人が気付きにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- (4) いじめは、様々な態様がある。
- (5) いじめは、いじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- (6) いじめは、教職員の児童感や指導のあり方が問われる問題である。
- (7) いじめは、解消後も注視が必要である。
- (8) いじめは、家庭教育のあり方に大きな関わりを有している。
- (9) いじめは、学校・家庭・地域・社会など全ての関係者が連携して取り組むべき問題である。

## II いじめ対策の組織

「いじめ問題」への組織的な取組を推進するために、次のような「いじめ対策委員会」を設置し、この組織が中心となり、教職員全員で共通理解を図り学校全体で総合的ないじめ対策を行う。

### 1 「いじめ対策委員会」の構成員

校長 教頭 教務主任 生徒指導主任 学年主任 養護教諭 特別支援コーディネーター等  
(スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、ふえふき教育相談室相談員等)

### 2 「いじめ対策委員会」の役割

いじめの未然防止から対応に至る直接的な事柄だけでなく、そこから派生する教職員の資質向上のための校内研修や教育課程に位置づけられて行われる取組の企画や実施、さらには計画通りに進んでいるかどうかのチェックを行う。

\* 定例のいじめ対策委員会は、学期に1回程度開催する。ただし、開催の必要がある場合、校長

の判断で速やかに開催する。

### Ⅲ 未然防止、早期発見、早期対応に関する取組

#### 1 未然防止の取組

いじめ問題において、「いじめが起こらない学校・学級づくり」を始めとする未然防止に取り組むことが最も重要です。

未然防止の基本は、好ましい人間関係を築き、確かな学力と豊かな心を育て、規則正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進めていくことです。

すべての児童が活躍できる場面を作り出す視点で、「授業づくり」と「集団づくり」を見直すならば、トラブルが発生しても、それがいじめへとエスカレートすることもなくなってくるはずです。「居場所づくり」や「絆づくり」をキーワードに学校づくりを進め、すべての児童に集団の一員としての自覚や自信を育て、互いを認め合える人間関係や学校風土を作り出していきます。

また、障害のある児童や性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童等、特に配慮が必要な児童への組織的な指導が必要です。

#### 2 早期発見の取組

いじめは、早期発見が早期解決につながります。早期発見のために、日頃から教職員は児童との信頼関係を構築することに努めることが大切です。

いじめは、教職員や大人が気づきにくいところで起きており、潜在化しやすいことを認識する必要があります。児童たちの些細な言動から小さな変化を敏感に察知し、表情の裏にある心の叫びを敏感に感じ取れる感性を高め、いじめを見逃さない力を向上させることが求められています。日頃から児童が示す変化や危険信号を見逃がさないように、アンテナを高く保つようにします。

定期的なアンケート調査や教育相談の実施により、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、実態把握に取り組みます。また、児童に関わることを教職員間で共有し、保護者とも連携して情報を収集するように努めます。

#### 【早期発見のための手立て】

- ① アンケート調査 学期に1回（年3回）
- ② 個人ノート、生活ノート、日記など
- ③ 個人面談
- ④ 教育相談
- ⑤ 日々の観察
- ⑥ 保健室の様子
- ⑦ 本人からの相談
- ⑧ 周りの友だちからの相談
- ⑨ 保護者からの相談
- ⑩ 地域の方からの相談

### 3 早期対応の取組

#### (1) 基本的な考え方

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応します。被害児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導します。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼をおくのではなく、社会性の向上等、児童の人格の成長に主眼をおいて指導を行うことが大切となります。

教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応に当たります。

#### (2) いじめの発見・通報を受けた時の対応

いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる場合は、校長に事実関係を報告し、指示を仰ぎます。必要な場合は、学校の設置者（笛吹市教育委員会）と連絡を取り、所轄警察署（笛吹警察署）と相談します。

また、いじめが「重大な事態」と判断された場合には、設置者からの指示に従って必要な対応を行います。

#### {3} いじめられた児童又はその保護者への支援及び、いじめた児童への指導又はその保護者への助言

いじめが確認された場合は、保護者に事実関係を伝え、いじめを受けた児童とその保護者に対する支援や、いじめを行った児童の保護者に対する助言を行います。また、事実認識により判明したいじめの事案に関する情報を適切に提供し、解決に向けて対応していきます。

#### {4} いじめが起きた集団への働きかけ

いじめによる重大な事件が起きた場合には、事実関係を調査します。特に、いじめが起きた集団への働きかけは重要で、一人一人に事実関係の有無や経過、事実に対する自分の思い等を聞く機会を設けていきます。追加調査が必要な場合は、笛吹市教育委員会と相談し、調査会をつくり調べていきます。その際、関係機関と情報を交換するなどしながら原因究明を行っていきます。

いじめによる重大な事件には、事件解明と並行して、被害者の心のケアや集団へのケアが必要となってきます。スクールカウンセラー等の協力を得ながら、心の面の回復や健全な集団を育てていく取組を行っていきます。

#### {5} ネット上のいじめへの対応

児童たちのネット利用や形態電話の実態の把握も行い、インターネット上のいじめ対策にも取り組んでいく必要があります。

事件の発生に対応する前に、定期的に「ネットの危険」「ネットの罠」等のインターネットの『陰』の部分进行学习する機会をつくり、予防的な学習を行っていきます。特に、インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たることを十分に理解させるために、情報モラル教育を年間指導計画に位置付ける等、指導の充実を図ります。

#### {6} いじめの解消

いじめが「解消した」と判断するためには、次の要件を満たさなければならないことを認識

し、継続的に対応します。

- ① いじめに係る行為が止んでいること（少なくとも3ヶ月を目安とする）
- ② 被害者が心身の苦痛を感じていないこと

#### 4 重大事態への対応

- いじめの重大事態については、本基本方針及び「調査に関するガイドライン（平成29年3月 文部科学省）」により適切に対応します。
- 児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査にあたります。
- 学校は重大事態が発生した場合は、笛吹市教育委員会に事態発生について報告します。
- いじめの内容が犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、笛吹警察署と連携して対処します。また、児童の生命、身体または財産に重大な損害が生じる恐れがあるときは、直ちに警察署に通報し、適切に援助を求めます。

### IV その他の留意事項

#### 1 組織的な指導体制

いじめへの対応は、学校長を中心に全教職員が一致協力体制を確立することが重要です。「いじめ対策委員会」を中心に情報を共有し組織的に対応するよう、平素からこれらの対応のあり方について全ての教職員で共通理解を図ります。

#### 2 校内研修の充実

いじめを始めとする生徒指導上の諸問題に関する校内研修を行います。

#### 3 教職員が児童と向き合うことができる体制の整備

職員が児童と向き合い、いじめ防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするために、一部の教職員に過重な負担がかからないように校務分掌を適正化し、組織的な体制を整えるなど、校務の効率化を図ります。

#### 4 学校評価と人事評価

学校評価において、いじめの問題を取り扱うに当たっては、いじめの有無や多寡のみを評価するのではなく、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、その改善に取り組みます。人事評価においても、いじめ問題に関する目標設定や目標への対応状況を評価し、指導の充実、改善を図ります。

#### 5 地域や家庭との連携

P T A総会、学年総会、個別懇談、学年懇談会、地域懇談会などの機会に、いじめ防止等の学校の取組を知らせ、相談や情報提供等などの連携・協働体制の構築を図ります。